



# LIFRE

Legal Information Flash Report  
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:https://www.mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

改正民事訴訟法が定める民事裁判のIT化の概要（連載第3回）と先の通常国会（令和4年6月15日閉会）において成立した法律の一部をご紹介します。

## ◆民事裁判IT化（連載第3回）

前号に引き続き、民事裁判のIT化についてご説明致します。

今回は、争点整理や証拠調等、具体的な審理に関わる部分についてご説明しましたので、今回は、**判決の言渡や記録の閲覧等に関する規定**について述べたいと思います。

### 1. 判決の言渡し

判決は、判決書に基づいて為されなければなりません。現行の民事訴訟法では、判決書は、紙媒体であることを前提に、裁判官が署名・捺印して作成されます。

こうした判決書は、当事者が裁判所に出頭して受領することも可能ですが、裁判所から郵送で送達されることもあります。いずれにせよ、**判決書の正本が送達された日から控訴期間等がカウントされますし、強制執行等の手続も可能となるため、送達のタイミングは非常に重要**になります。

現行法では、判決書の作成から送達まで時間がかかることが問題であると指摘されていました。

こうしたことから、改正法は、**判決書を電子的に作成し、これを事件管理システムにアップロードすることを以て、その旨を通知することと定めました**。これにより、**判決言渡に関する事務が迅速に処理される**ことが期待されます。

### 2. 訴訟記録閲覧・謄写

裁判において当事者双方が提出した証拠は、裁判所において訴訟記録として整理され、保管されていますところ、後日、こうした書面や、裁判所の作成した調書を確認したり、コピーを取ったりする必要が生じることがあります。

\*調書とは、当該裁判期日において当事者がどのような書類を提出し、どのような訴訟活動をしたか、裁判所がどのような訴訟指揮をしたか等と取りまとめた書類を言います。

訴訟当事者や、当該事件に利害関係を有すると認められる者は、これらの記録を閲覧し、またはコピーすることが認められます。

訴訟記録の閲覧・謄写を行う場合、従来は、閲覧等を希望する当事者又は利害関係人が、**直接裁判所を訪れて、閲覧等についての申請を行わなければならない**、こうした不便は、特に遠方の裁判所において**手続が行われている場合に顕著**でした。

そこで、改正法は、**事件管理システムを利用した記録の閲覧・謄写を認めました**。これにより、**閲覧等の手続の迅速化が見込まれます**。

(弁護士門屋)

## ◇国会で成立した法律のご紹介

➤**こども家庭庁設置法** (R4. 6. 22公布、R5. 5. 1施行)

子どもにかかわる施策全般の司令塔としての役割を担わせるためにこども家庭庁を創設します。同庁の創設により、①子どもと家庭の福祉・保健その他の支援、子どもの権利利益の擁護を一元化②年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援、③就学前の育ちの格差是正等を推進します。

➤**改正刑法** (R4. 6. 17公布、R4. 7. 7施行(①)、公布から3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行(②))

インターネットにおける誹謗中傷の増加に伴い**侮辱罪(刑法231条)が厳罰化**されました(①)。また、従来の「懲役刑」「禁固刑」を「**拘禁刑**」に統一し、刑事施設に拘置して作業を行わせつつ、矯正に必要な処遇を行うこととなります(②)。

➤**改正消費者契約法** (R4. 6. 1公布、R5. 6. 1施行)

消費者保護の拡充を図るため、事業者が消費者に対し勧誘を行う際に次のような行為があった場合の**取消権を創設**しました。①勧誘をすることを告げずに、退去困難な場所へ同行しての勧誘行為、②威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害する行為、③契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にする行為。

➤**改正所有者不明の土地に関する特措法** (R4. 5. 9公布、公布から6月を超えない範囲内で政令で定める日に施行)

所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する「**地域福利増進事業**」の**対象事業が拡充**されます。①現行の広場や公民館等に加え、備蓄倉庫等の災害関連施設や再生可能エネルギー発電設備の整備に関する事業を追加②同事業期間が10年から20年に延長、③老朽化により利用困難な建物がある土地についても利用可能とする。

➤**改正旅券法** (R4. 4. 27公布、公布から1年を超えない範囲内で政令の定める日に施行)

申請者の利便性を図り、旅券事務の効率化を図ること等を目的として、**旅券発給申請手続の電子化、未交付の旅券の発行経費の徴収、旅券査証欄の増補の廃止などが実施**されます。

(以上、新法・改正法の主要なポイントのみをご紹介します。詳細については所管官庁のHPなどをご参照下さい。)

## \*\*\*法務トピックス\*\*\*

### ◆男女間賃金格差の開示義務化（令和4年7月8日）

日本における男女間賃金格差は、他の先進国と比較すると依然として大きい状況にあることから、更なる縮小を図るため、令和4年7月8日に**女性活躍推進法**に関する制度改正がされ、情報公表項目に「**男女の賃金の差異**」を追加するとともに、**常時雇用する労働者が301人以上の一般事業主に対して当該項目の公表が義務付けられることとなりました**。詳しくは**厚生労働省のHP**をご覧ください。